

昭和54年6月

選挙  
特集号

# 広報 わわたらい

きれいな選挙で

明るいまちを

## 町議会議員選挙

投票日は 7月1日(日)

午前7時から午後6時まで

選挙で投票できる人は、選挙人名簿に登録されていることが必要で、原則として満二十歳以上の日本人であれば選挙権があります。

選挙人名簿は、住民基本台帳とともに作成されておりますが、この選挙で投票できる人は、満二十歳以上の人で、本町に三ヵ月以上住所を有する人です。したがって、昭和三十四年七月二日以前に生まれた人で、昭和三十四年七月二日以前に生ま

この選挙で  
投票できる人

この選挙で  
投票できない人  
昭和五十四年三月二十二日以降に本町へ転入された人は、今回の選挙人名簿（基準日六月二十二日調整）に登録されませんから投票できません。

また、選挙の当日（投票日）までに町外へ転出された人も、この選挙で投票することはできません。

度会町議会議員の選挙は、六月二十四日（日曜日）告示され、七月一日（日曜日）午前七時から午後六時までの間、町内九投票所で投票が行なわれます。

町議会議員選挙は、町長選挙と同様に「私たちの日常生活に直接影響する大切な選挙で、これから四年間私たちの代表者として「明るく住みよい生きがいのある町」の建設をめざして活躍していただく大切な選挙でもあります。

そのためには、有権者一人ひとりが正しい知識と善良な判断で責任ある一票を投じることが明るい町づくりに通じるものだと思います。良識のある私たちの真の代表者を選ぶために、選挙の当日は棄権をしないで、明るく正しい一票を投票いたしましょう。

選挙人名簿登録者数

（昭和54年3月12日現在）

字名	男	女	計
注連指	128人	145人	273人
田口	138	131	269
麻加江	103	113	216
坂井	59	62	121
長原	134	150	284
立花	71	83	154
鰐川岡	34	37	71
立岡	97	98	195
大久保	75	74	149
平生	115	136	251
牧戸	132	128	260
棚橋	326	363	689
大野木	252	275	527
葛原	108	102	210
下久具	89	103	192
上久具	99	98	197
田間	37	37	74
当津	32	33	65
茶屋廣	24	26	50
川口	92	101	193
栗原	68	73	141
中之郷	65	66	131
日向	56	64	120
五ヶ町	30	26	56
小川	58	66	124
火打石	32	30	62
駒ヶ野	56	55	111
小萩	47	53	100
柳	57	59	116
市場	42	52	94
脇出	97	108	205
和井野	115	129	244
南中村	193	191	384
川上	38	37	75
合計	3,099	3,304	6,403

＝開票＝

7月1日(日)

午後7時30分開始

## 町議会議員選挙の

## 投票所

投票区名	字 名	投票所名
第1投票区	注連指	注連指公民館
第2 "	田口、麻加江 坂井、長原、立花	中川小学校
第3 "	範川、立岡、大久保 平生、茶屋広	大久保会所
第4 "	下久具、上久具 田間、当津	上久具公民館
第5 "	牧戸、棚橋、川口 大野木、葛原	度会町民体育館
第6 "	栗原、中之郷 日向	中之郷保育所
第7 "	五ヶ町、小川 火打石、駒ヶ野、小萩	耕雲寺
第8 "	柳、市場 脇出、和井野	一之瀬小学校講堂
第9 "	南中村、川上	南中村保育所

選挙の当日（七月一日）次のいすれかの理由で、自ら投票所に行き投票できない人は、不在者投票ができます。

▼選挙人がその属する投票区の区域外において職務又は業務に従事中であるとき。

投票区の区域外に旅行中又は

不在者投票は六月三十日までに

滞在中であるとき。

▼選挙人が疾病、負傷、妊娠等で病院又は施設へ入院又は

入所中であるとき。

（指定されている病院等で不在者投票ができます。）

が郵便によってできますが、手続きが複雑ですから選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票入場券は六月二十八日ごろお手元へ

投票所入場券は、この選挙の投票所入場券は、毎日午前八時三十分から午後五時まで選挙管理委員会で受付けておりますから、印鑑及び入場券を持参してお越しください。

投票所入場券を紛失

# 明るく正しい一票をみんなそろつて投票しましょう

代理投票もできます

された場合は、選挙の当日、受付け係に申し出いでいただいたら発行いたします。

投票管理者に申請し、代理投票することができます。

この場合、投票管理者は投票立会人の意見をきいて、選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、うち一人が投票用紙に選挙人が指示する候補者の氏名を記載し、他の一人をこれに立ち会わせることになります。

## 選挙運動について

### 選挙運動のできる期間

選挙運動は、選挙期日（投票日）の告示があり立候補の届出をしたときから、選挙期日の前日までの間です。

立候補の届出前の選挙運動は、事前運動として禁止されています。

戸別訪問としてすべて禁止されています。

署名運動

なにびとも、選挙に関し投票を得る目的、得しめる目的又は得しめない目的をもって選挙人に対し、署名運動をすることは、いつさい禁止されています。

（三）人気投票の公表

なにびとも、選挙に関し公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することは、禁止されています。

（四）飲食の提供

なにびとも、選挙運動に関し、いかなる名儀をもつて、静穏の保持に努めなければなりません。

（五）その他の選挙運動の禁止

なにびとも、選挙運動に關し、いかなる名儀をもつて、静穏の保持に努めなければなりません。

（六）戸別訪問

なにびとも、選挙人の家を訪ねて、投票を依頼した

り又は投票をさせないよう依頼するような行為は、

車からの連呼行為は、午前七時から午後八時までの間に限り、することができます。

学校、病院、診療所、その他の療養施設の周辺においては、マイクの音量を落すなどして、静穏の保持に努めなければなりません。

（四）飲食の提供

なにびとも、選挙運動に關し、いかなる名儀をもつて、静穏の保持に努めなければなりません。

（五）その他の選挙運動の禁止

なにびとも、選挙運動に關し、いかなる名儀をもつて、静穏の保持に努めなければなりません。

（六）戸別訪問

なにびとも、選挙人の家を訪ねて、投票を依頼した

り又は投票をさせないよう依頼するような行為は、

以上、基本的な事項を書きましたので、詳細は選挙管理委員会に問い合わせください。

昭和50年  
6月29日執行の  
町議会議員選挙  
投票状況

区分	選挙当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
注連指	124	139	263	123	132	255	99.19	94.96	96.96
連川	467	506	973	444	477	921	95.07	94.27	94.66
大久保	331	355	686	305	320	625	92.15	90.14	91.11
上中	248	255	503	234	229	463	94.35	89.80	92.05
内城	835	892	1,727	786	821	1,607	94.13	92.04	93.05
中駒	185	189	374	160	174	334	86.49	92.06	89.30
一之瀬	212	235	447	192	203	395	90.57	86.38	88.37
中村	302	323	625	273	300	573	90.40	92.88	91.68
保育所	233	228	461	224	214	438	96.15	93.86	95.01
計	2,937	3,122	6,059	2,741	2,870	5,611	93.33	91.93	92.61